

青色申告特別控除 10万円と65万円の差異

青色申告特別控除には10万円と65万円の2種類あります。適用対象は、10万円の方は不動産所得と事業所得と山林所得、65万円の方は事業所得と事業的規模の不動産所得です。

もし、青色申告特別控除額を控除しそびれてしまっていた場合はどうなるでしょうか。10万円の控除の方は、青色申告の承認を受けて、簡易帳簿記帳等の承認要件を満たしていれば、控除漏れはそれだけです。正しい申告にはなりませんので、減額の更正の対象になります。赤字申告が後から黒字申告に変わった場合の修正申告でも、控除は当然できます。期限後申告でも、同じく控除はできます。

それに対して65万円の方は、複式簿記で取引を記録した上で、65万円の控除記載のある貸借対照表・損益計算書を含む青色申告決算書を作成し期限内申告書に添付していることが要件です。かつ当初の控除額が控除の限度、ということになっています。期限後申告には65万円控除はなく、要件の厳しさは雲泥の差です。

控除の順序は、10万円の方は不動産所得、事業所得、山林所得、65万円の方は不動産所得、事業所得の順序で控除します。ただし、それぞれ青色申告承認の要件を満たしている所得からしか控除はできません。なお、65万円控除の適用がある年については、10万円控除の適用はないこと

になっていますから、事業的規模でない不動産所得から一般青色の10万円を控除し、事業所得から残りの55万円を控除する、ということにはなりません。不動産所得を限度にまず65万円を控除し、引ききれない金額があれば事業所得からも控除するということになります。

事業所得者がたまたま一社専属で継続的契約している家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人等であった場合、必要経費が実額計算の結果65万円に満たないという時には赤字にならない限りで65万円とすることになっています。この65万円に該当すると、青色決算書の必要経費の欄には何も書かれず、家内労働者控除65万円とでも書かれるのですが、帳簿要件が整い、BS記載があれば青色申告特別控除欄にも65万円と記載できることになります。

春の語源は、草木の芽が「張る」から来ているとか。楓の芽、桑の芽、蔦の芽、山椒の芽。春は植物の生命力が一気に溢れ出します。「なほざりの庭とて芽吹く心あり 汀子」
3月は学校や官公庁の業務年度の最終月。税務についても、平成22年の所得税・贈与税の申告期に当たり、「税の大晦日」ともいわれ、多忙です。



できれば人より賢くなりなさい
しかし、
それを人に知らせてはいけません。
(イギリスの政治家 チェスターフィールド)

3月の税務メモ

(国税)

- 2月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く) 10日
- 22年分の所得税確定申告 15日
- 22年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請 (それに伴う専従者給与届等の提出)
- 22年分の個人事業者の消費税申告 31日
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- 2月分個人住民税特別徴収分の納付
- 22年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。